

長野県林業労働力確保促進基本計画の 期間見直しについて

長野県林務部

用語の定義

林業事業体等調査	過去1年間に林業（造林・保育・伐木造材・集材など）に従事している林業事業体を対象に、県が毎年実施している調査
林業事業体	森林組合、会社、事業協同組合、個人事業主、NPO法人等の形態は問わない。
林業就業者	林業事業体等調査により林業に従事している者
林業従事者（国勢調査）	国勢調査における「職業分類」により林業に該当する者であり、造林・保育・伐木造材・集材作業に加え、木炭製造、山林種苗栽培、山菜採取なども含まれる。
新規就業者	過去1年以内に雇用された林業就業者（会社を移籍している場合を含む）
死傷災害	死亡又は休業4日以上の災害

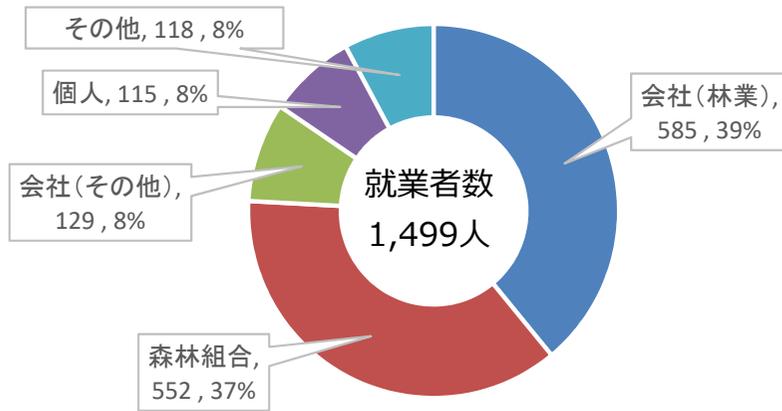
1 林業労働力確保促進基本計画の概要

根拠	林業労働力の確保の促進に関する法律												
計画期間	平成23年度～32年度（令和2年度） 【10年間】												
内容	<p data-bbox="360 411 1444 491">林業労働力の確保と育成に関する方向と取組</p> <table border="1" data-bbox="427 512 2072 831"><tr><td data-bbox="427 512 1088 592">事業の合理化に関する事項</td><td data-bbox="1088 512 2072 592">経営の安定、生産性の向上、林業就業者の育成・キャリア形成、地域との連携など</td></tr><tr><td data-bbox="427 632 1088 711">雇用管理の改善に関する事項</td><td data-bbox="1088 632 2072 711">雇用の安定化と所得の向上、労働条件・福利厚生の充実、労働安全衛生の推進など</td></tr><tr><td data-bbox="427 751 1088 831">その他事項</td><td data-bbox="1088 751 2072 831">教育機関との連携、異業種との連携、山村地域の活性化など</td></tr></table> <p data-bbox="360 906 1444 986">林業労働力の確保と育成を推進するための制度等</p> <table border="1" data-bbox="427 1018 1937 1321"><tr><td data-bbox="427 1018 1088 1098">認定林業事業体制度</td><td data-bbox="1088 1018 1937 1098">認定基準、支援内容など</td></tr><tr><td data-bbox="427 1129 1088 1209">林業労働力確保支援センター</td><td data-bbox="1088 1129 1937 1209">取り組む業務、高性能林業機械レンタル事業など</td></tr><tr><td data-bbox="427 1241 1088 1321">県・市町村による支援</td><td data-bbox="1088 1241 1937 1321">役割、支援内容など</td></tr></table>	事業の合理化に関する事項	経営の安定、生産性の向上、林業就業者の育成・キャリア形成、地域との連携など	雇用管理の改善に関する事項	雇用の安定化と所得の向上、労働条件・福利厚生の充実、労働安全衛生の推進など	その他事項	教育機関との連携、異業種との連携、山村地域の活性化など	認定林業事業体制度	認定基準、支援内容など	林業労働力確保支援センター	取り組む業務、高性能林業機械レンタル事業など	県・市町村による支援	役割、支援内容など
事業の合理化に関する事項	経営の安定、生産性の向上、林業就業者の育成・キャリア形成、地域との連携など												
雇用管理の改善に関する事項	雇用の安定化と所得の向上、労働条件・福利厚生の充実、労働安全衛生の推進など												
その他事項	教育機関との連携、異業種との連携、山村地域の活性化など												
認定林業事業体制度	認定基準、支援内容など												
林業労働力確保支援センター	取り組む業務、高性能林業機械レンタル事業など												
県・市町村による支援	役割、支援内容など												
目標	造林事業者と高度な素材生産を行う従事者で3,000人の林業労働力の確保と育成 → しあわせ信州創造プラン2.0（H30.3月）において目標を2,200人（R4末）に見直し												

2 長野県の林業労働力の現状と課題

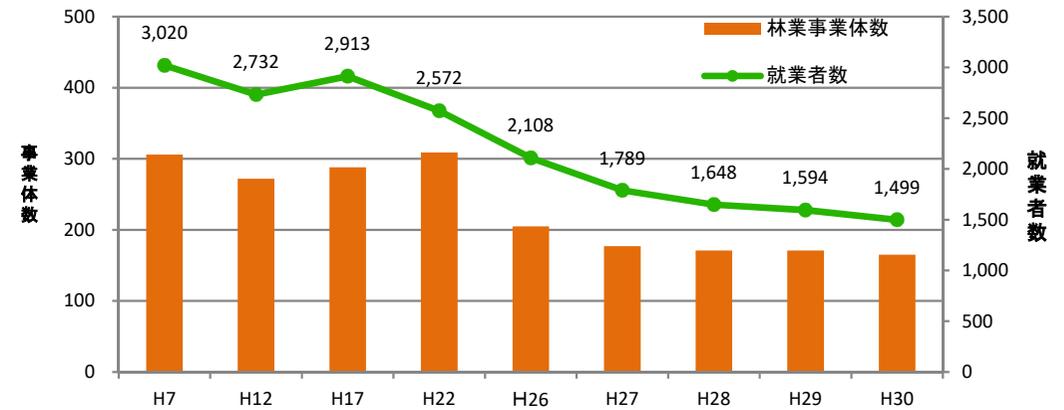
- ◇ 平成30年度末の林業就業者数は1,499人と減少傾向で推移している。
- ◇ 森林資源の充実を背景に、素材生産に従事する者は一定の人数が確保できているが、造林事業に従事する者の人数が減少している。

グラフ1-1 林業就業者数（平成30年度末）



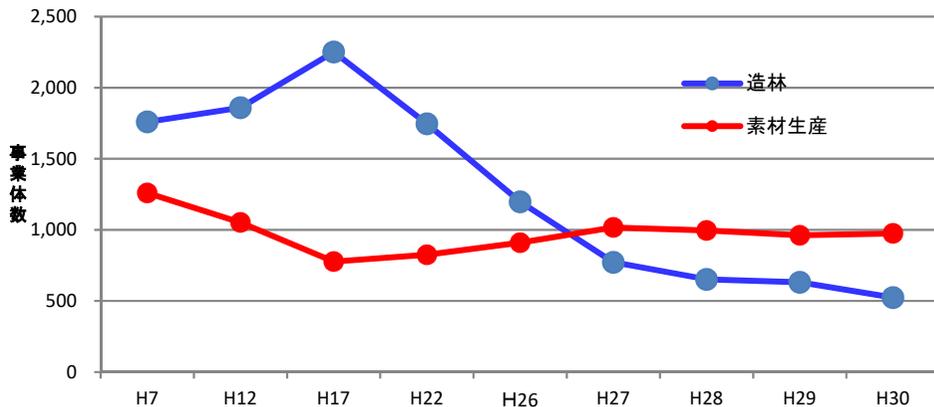
(出典：林業事業体調査)

グラフ1-2 林業事業体数及び林業就業者数の推移



(出典：林業事業体調査)

グラフ1-3 主に従事する作業主別就業者の推移



(出典：林業事業体調査)

表1-1 全国との比較

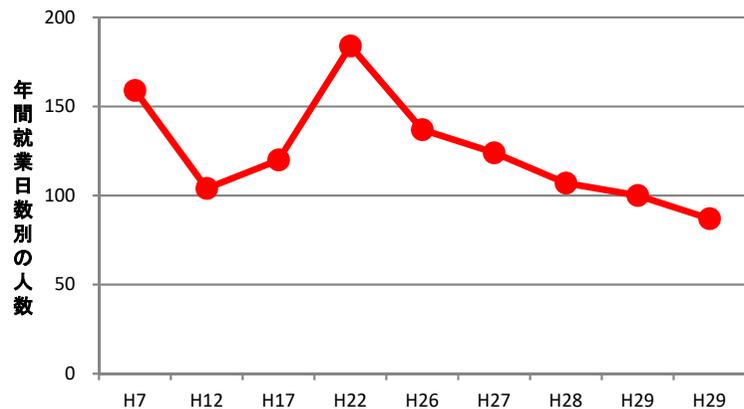
	全国	長野県
林業就業者	45,450人	1,499人
森林面積	2,505万ha (551ha/人)	106万ha (707ha/人)
素材生産量	2,164万m ³ (476m ³ /人)	49万m ³ (326m ³ /人)

(注) 全国の林業就業者数は、林業従事者(国勢調査)数を使用

2 長野県の林業労働力の現状と課題

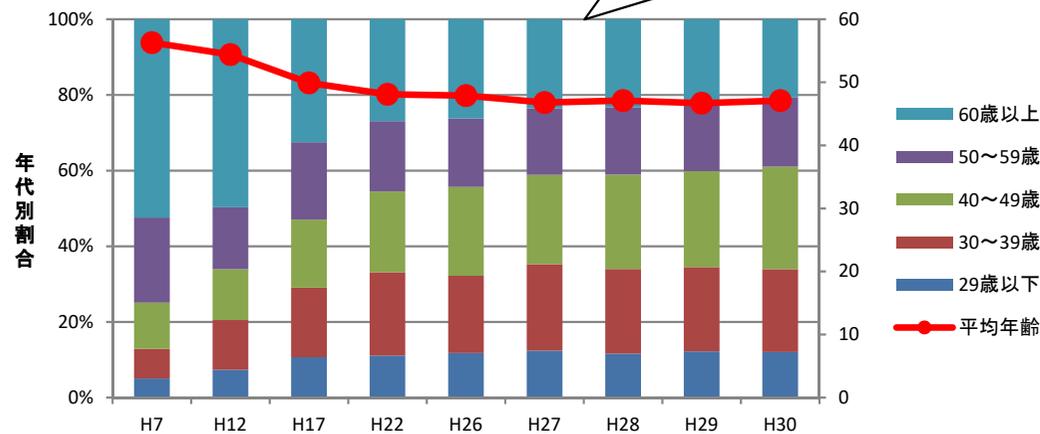
◇ 新規就業者については、漸減傾向で推移しているものの、徐々に若返りや通年雇用化が進展するとともに、月給制をベースとした給与体系に移行。有効求人倍率は2倍（H31）を超えている。

グラフ1-4 新規就業者数の推移



(出典：林業事業体調査)

グラフ1-5 年代別割合の推移

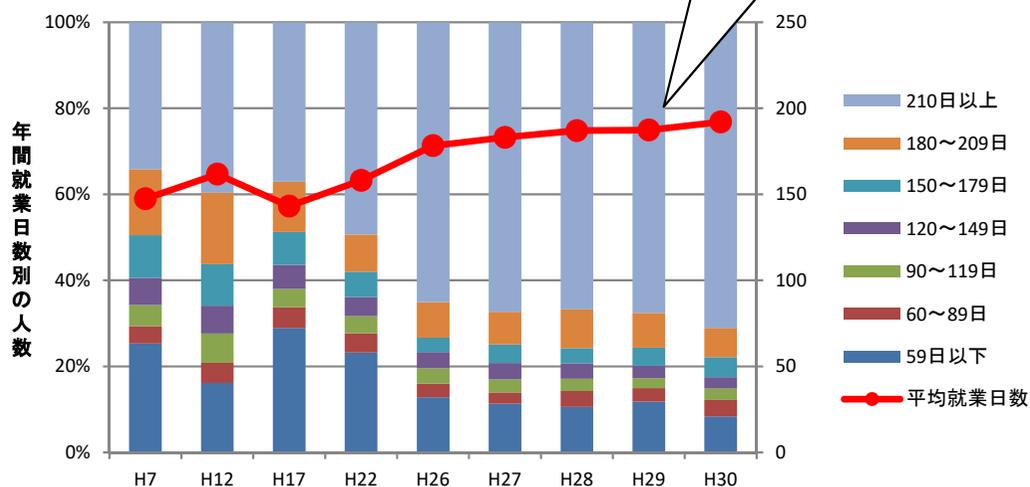


(出典：林業事業体調査)

表1-2 直近の有効求人倍率

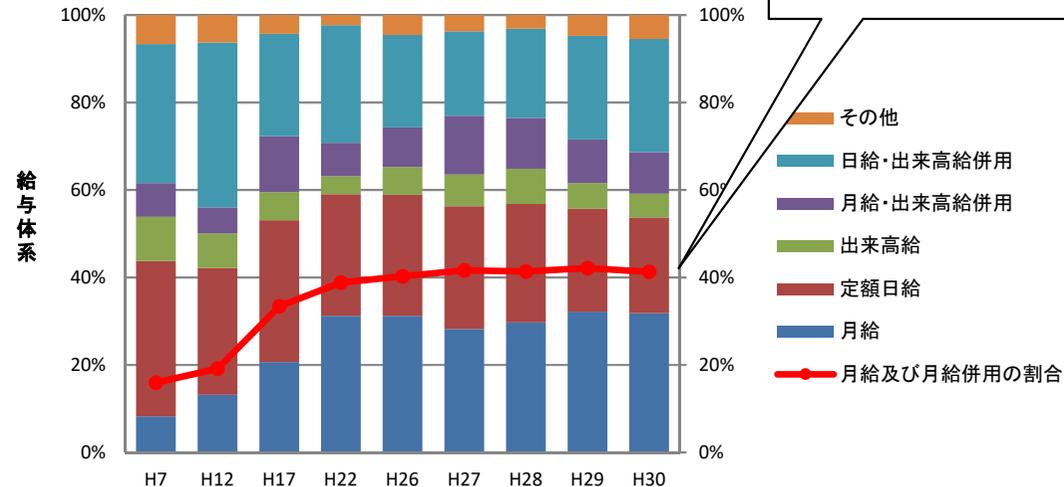
年度	倍率
H27	1.12
H28	1.26
H29	1.85
H30	2.36
H31	2.08

グラフ1-6 就業日数別割合の推移



(出典：林業事業体調査)

グラフ1-7 給与体系別割合の推移

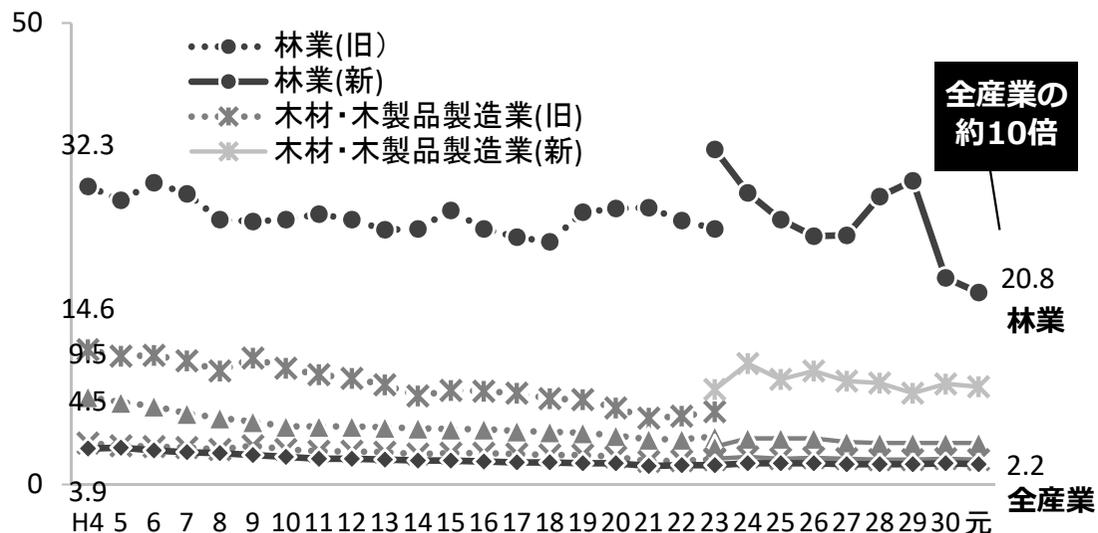


(出典：林業事業体調査)

2 長野県の林業労働力の現状と課題

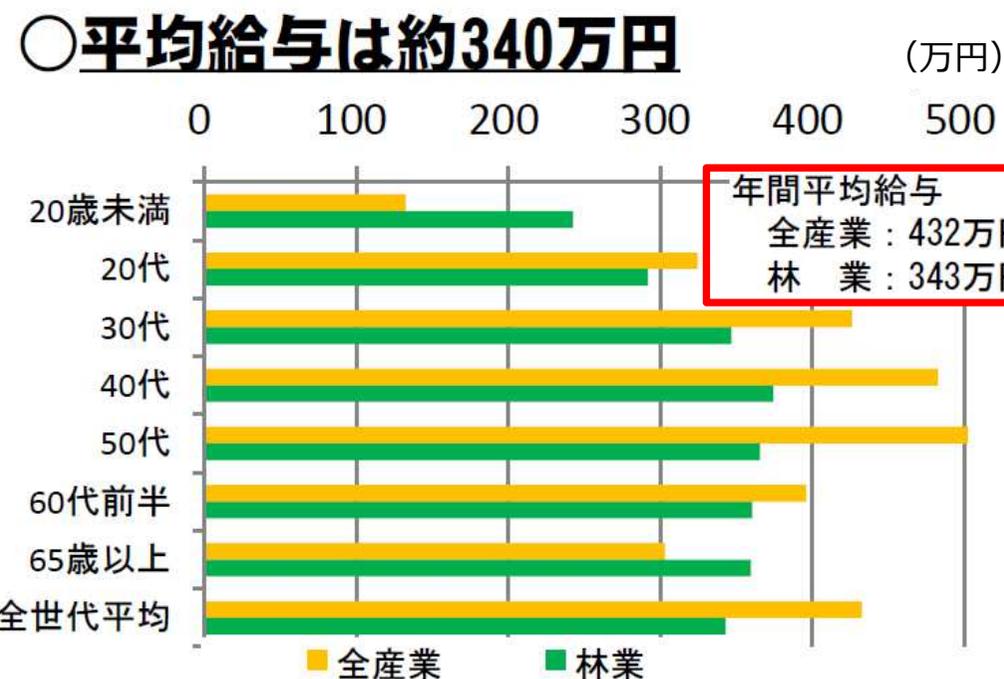
- ◇ 林業は労働災害の発生率は全産業と比べて約10倍と高く、安全対策の抜本的強化が必須となっている。
- ◇ 平均所得は約340万円と全産業と比べても低く、また、年代に応じた増加が見られないことから、林業の所得向上に向けた取組とともに複合的な経営も検討していく必要がある。

グラフ1-8 林業労働災害の発生状況の推移



出典：林野庁作成資料（資料：産業別死傷年千人率／厚生労働省）
 （平成24年から算定基礎を「労働者災害補償保険事業年報」及び「労災保険給付データ」から「労働者死傷病報告書」及び「総務省労働力調査」に変更）

グラフ1-10 年代別所得（林野庁HPより）

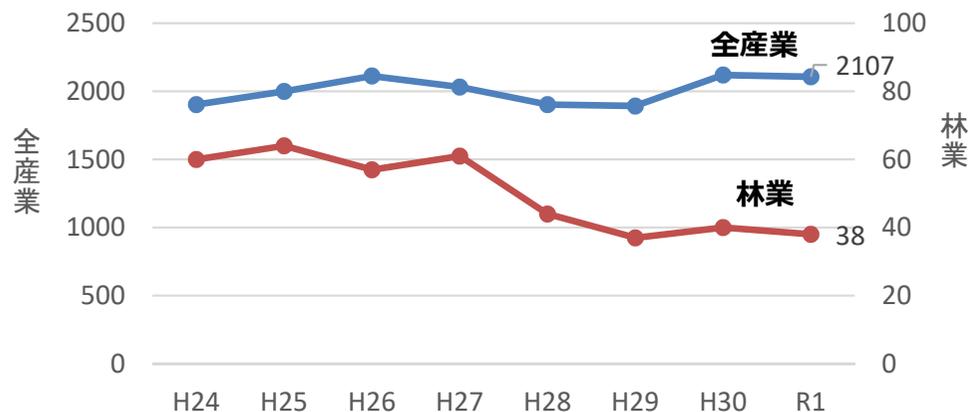


資料：国税庁「民間給与実態統計調査（平成29年分）」
 林野庁業務資料

注1：全産業は、1年を通じて勤務した給与所得者の年間の平均給与。

注2：林業は、平成30年度アンケート調査結果における年間就業日数210日以上の方について、年齢別、給与(H29)別回答者数により試算。

グラフ1-9 県内の労働災害発生数の推移



出典：長野労働局

3 林業労働力確保促進基本計画の見直しにあたって

見直しの考え方（案）

- 働き手の減少や機械化の推進に加え、森林に対するニーズの多様化など、この10年の情勢の変化に対応した計画とする。
- 更に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新たな生活様式が求められている現代社会において、雇用の受け皿として、林業がどのような役割を担うことができるのか検討していく。

具体的項目（案）

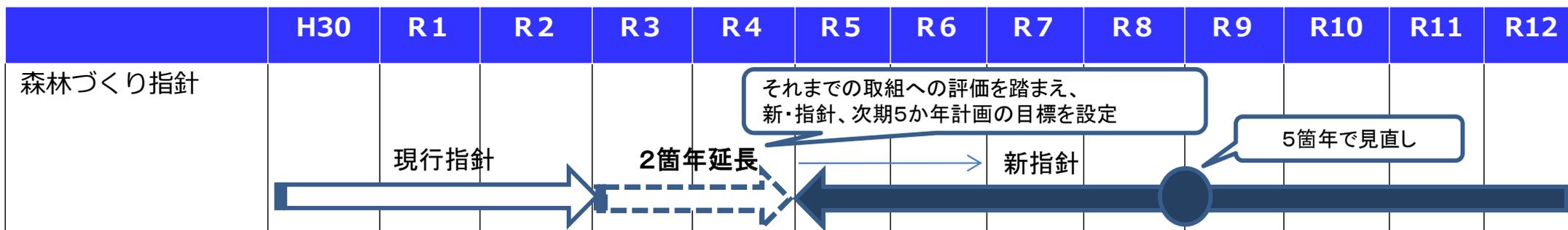
- 働き手が減少していく時代における目標設定のあり方
- これからの林業を支える育成すべき人材像
- 林業の認知度向上に向けた取組
- 繰り返し発生する労働災害への抜本的な対策
- 新たな制度への対応（森林経営管理制度、意欲と能力のある林業経営者）
- 森林環境譲与税の創設に伴う県の担い手対策のあり方
- 民間との競合が生じている高性能林業機械レンタル事業のあり方
- 新型コロナウイルスへの対応

3 林業労働力確保促進基本計画の見直しにあたって

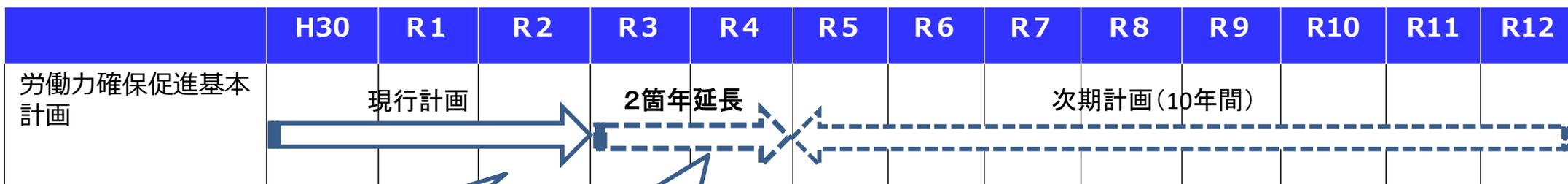
- ◇ 森林づくり指針と方針や目標等を整合させるため、**現行指針の計画期間を2箇年延長**してR4年度までとする。
- ◇ 安全訓練装置の導入など、重要事項については、実施可能なものから段階的に実施。

森林づくり指針

森林づくり指針と県5か年計画との整合と調和を図るため、**現行指針の計画期間を2箇年延長**してR4年度までとする



労働力確保促進基本計画



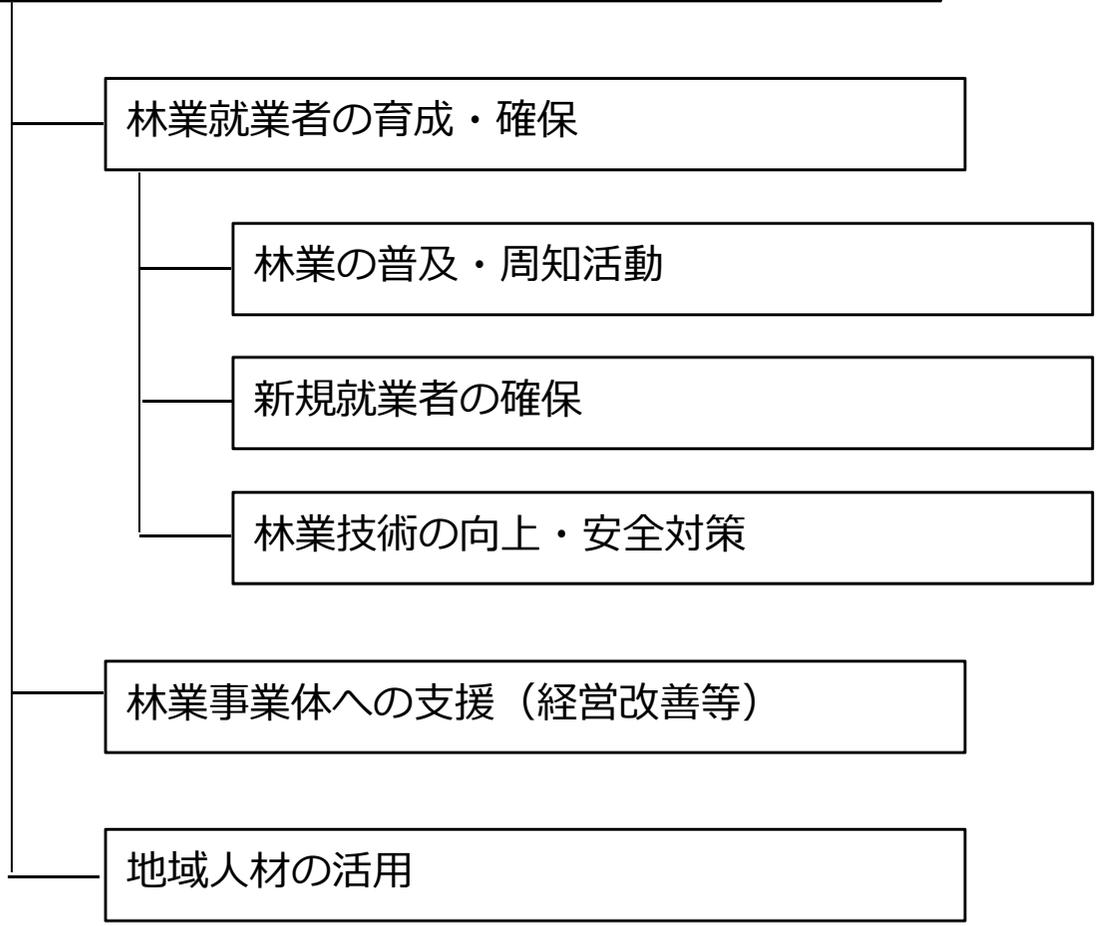
安全装置の導入
次期計画の重点事項検討

次期計画に向けた検討期間

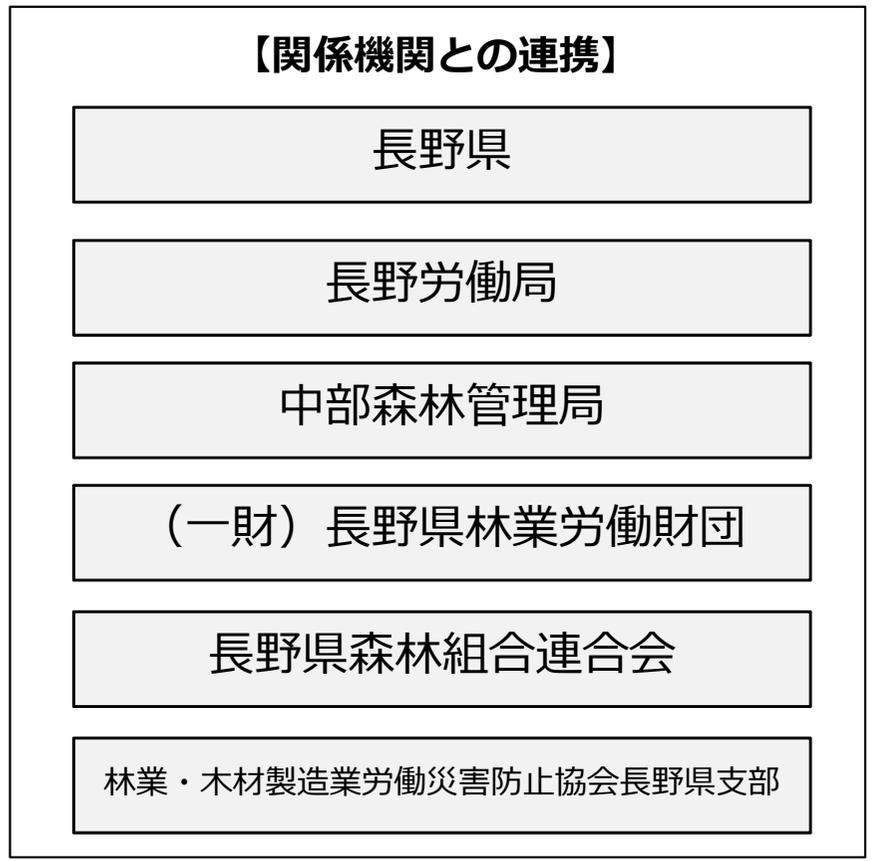
【参考】 林業労働力対策の体系

- ◇ 林業の担い手対策については、林業就業者の段階に応じて林業関係団体と連携して実施。
- ◇ 長野県労働力確保促進基本計画に沿って必要な施策を展開。

長野県労働力確保促進基本計画（H23～32）



林業大学校



【施策推進のための認定・登録制度】

意欲と応力のある林業経営者	35者
育成経営体	51者
認定事業体	76者

【参考】 林業労働力対策の体系

- ◇ 林業就業者の段階に応じて各種施策を組み合わせ実施。
- ◇ 令和元年度から森林環境譲与税が創設され、県独自の担い手対策の財源として充当されている。

周知

林業の認知度の向上、イメージアップ

- 森林整備担い手育成確保総合対策事業（次代の担い手対策事業）
林業のイメージアップのためのガイドブックの作成や参加型イベントの開催

就業前

林業に関する教育、就業相談

- 林業大学校
林業の専門的知識・技術を身に付ける実学重視の教育
 - ・ 学校形態：2年制専修学校（全寮制）
 - ・ 定員：1学年20人
- 林業就業支援事業
林業に必要な知識を学ぶための生活資金の給付
支給額 12万5千円/月、最大2年間

- 森林整備担い手育成確保総合対策事業
林業への就業を希望する者に対する情報提供
 - ・ 共同就職説明会 年2回
 - ・ 林業就業現場ガイダンス 年1回
 - ・ 林業就業希望者登録 随時

林業の現場体験・適性確認

- 林業就業支援講習（国事業）
林業に関する基礎知識の修得・現場体験・職場見学
内 容：年2回（4日コース、16日コース）
原則45歳未満の林業就業規模者が対象

- トライアル雇用
（「緑の雇用」新規就業者育成推進の一部）
林業就業者と林業事業者の双方で適性を確認
内 容：最大3ヶ月、上限60日の短期雇用
就業1年未満の林業就業規模者が対象

【参考】 林業労働力対策の体系

就業中

林業に必要な知識・技術の習得

■ **「緑の雇用」新規就業者育成推進事業（国事業）**
 林業に必要な知識と技術、現場管理に必要な知識の習得

内 容：経験年数に応じた研修
 フォレストワーカー（FW） 3年未満
 フォレストリーダー（FL） 就業5年以上
 フォレストマネージャー（FM） 就業後10年以上

OJT研修（FW）	
技術習得推進費	90,000円/月
指導費	5,000～12,000円/月
研修業務管理費	20,000円/月
研修準備費	100,000円
安全向上対策費	50,000円 ほか

■ **林業技術者養成講座**
 伐木造材、林業架線の基礎的技能習得
 内 容：伐木造材3日間（6回）
 林業架線14日間（1回）

■ **高性能林業機械オペレーター養成事業**
 高性能林業機械の操作、技能の修得
 内 容：年2回（8日）
 特別教育受講証明

■ **林業労働災害防止対策事業**
 林業の労働災害防止研修会等
 内 容：経営者向け安全セミナー、
 個別巡回指導

事業体支援

林業事業体の経営改善・就労環境の改善

■ **持続的な林業経営の確立支援事業**
 意欲ある林業事業体が取り組む経営改善等を支援
 内 容：生産性の向上、安全等に関する研修
 経営改善に向けた経営診断、個別研修

■ **林業就労条件整備促進事業**
 林業事業体における就労環境の改善
 内 容：退職金共済金の掛け金への補助
 蜂アレルギー検査等福利厚生への支援

地域人材の活用

地域の森林資源を活用する人材の育成

■ **里山整備利用地域リーダー育成事業**
 リーダーとなる地域人材の育成
 内 容：集合研修
 指導者の派遣

■ **森林セラピー推進支援事業**
 森林セラピー基地のガイド等に育成
 内 容：コーディネーター研修
 ガイド研修

■ **林業士等養成事業**
 森林・林業に関心の高い者の知識の習得、地域の指導者の育成
 内 容：森林・林業セミナー（30日）
 林業士※入門講座（16日）

【参考】 林業労働力対策の体系

森林環境譲与税を活用した担い手対策

1 基本的な考え方

森林整備の担い手の育成は、単独の市町村での対応が困難であることから、県が関係団体と連携し、効果的かつ効率的な取組を推進する。

2 令和2年度重点項目

- (1) 新規就業者の確保
- (2) 労働安全の抜本的な改善
- (3) 林業事業体等の経営改善
- (4) 森林・林業教育の充実

【令和2年度当初予算一覧】

(金額：千円)

事業名	事業内容	R2	R1	伸び率
次代の担い手対策事業	若年層に職業としての林業の認知度やイメージの向上	475	-	皆増
持続的な林業経営の確立支援事業		15,273	7,453	205%
持続的な林業経営の確立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練装置の導入 → 指導用チェーンソー 6台 → 傾斜付き伐倒訓練装置 1台 → かかり木処理訓練装置 1台 ・ 林業事業体による経営改善等による取組への支援 	12,866	7,453	173%
森林組合経営力向上推進事業	経営力向上セミナー及び業務のIT化を推進	2,407	-	皆増
林業大学校費における森林環境税活用事業		17,015	-	皆増
作業道開設	演習林への接続作業道の開設 W=3.0m、L=160m	9,587	-	皆増
安全訓練装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐倒訓練装置 1台 ・ 小型フォワーダ 1台 	7,428	-	皆増
計		32,763	7,453	440%

【参考】育成人材一覧

区分	実施機関	概要
市町村・森林所有者・地域等への指導		
森林総合監理士 (フォレスター)	農林水産省	森林・林業に関する専門的かつ高度な知識・技術・現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を的確に実施する。
林業普及指導員	農林水産省 (県に設置)	森林の有する多面的機能の発揮と、林業の持続的かつ健全な発展のために、森林所有者等に対して、地域の実情に応じた普及指導を行う。
森林施業プランナー	森林施業プランナー協会	森林所有者に代わって、地域の森林を管理するとともに、施業提案書の作成と施業の受託、現場技術者への作業内容の指示から実行管理を行う。
長野県林業士	長野県	森林・林業の高度な知識と技術を有し、自らが意欲的に林業経営を実践し、地域林業の中核的指導者として森林・林業の普及啓発を行う。
森林整備推進士 (森林・林業セミナー修了者)	長野県 (林総セ)	森林・林業の基礎的な知識・技術を習得する。
里山リーダー	長野県	里山整備利用地域において、里山の管理・利用活動の中心的な役割を担う。
森林・林業等の技術水準の向上		
技術士(林業)	日本技術士会	林業に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導を行う。
林業技士(林業経営、林業機械、森林土木、森林環境、林産、森林総合管理、作業道作設)	日本森林技術協会	森林・林業に関する専門的業務に従事する技術者の技術水準を向上させ、もって、森林・林業に関する科学的技術の発達・普及と林業振興に寄与する。
森林情報士	日本森林技術協会	空中写真やリモートセンシングからの情報解析技術、GIS技術等を用いて森林計画、治山、林道事業、地球温暖化問題の解析などの事業分野に的確に対応する。
長野県森林整備技術者	長野県	森林整備に必要な技術・知識を身につけ、それぞれの地域において森林整備を行う。 (県が発注する森林整備事業の入札参加に必要な専門技術者としての要件を備える)
現場技術の習得、向上		
林業作業士 (フォレスト・ワーカー研修修了者)	長野県林業労働財団	林業の基礎的な知識、技術を習得する。(就業後1～3年目)
現場管理責任者 (フォレスト・リーダー研修修了者)	長野県林業労働財団	現場の効率的な運営を行うための知識、技術を習得する。(就業後5年目以上)
統括現場管理責任者 (フォレスト・マネージャー研修修了者)	長野県林業労働財団	複数の現場を統括管理するための知識、技術を習得する。(就業後10年以上)